## 議案第18号

## 令和4年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量

86, 267, 109 kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益 1,643,053千円

第1項 営 業 収 益

1,537,387千円

第2項 営業外収益

105,666千円

支 出

第1款 電気事業費

2,164,190千円

第1項 営 業 費 用

2,045,488千円

第2項 営業外費用 118,702千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支 出額に対し不足する額511,210千円は、過年度分損益勘定留保資金484,952 千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,258千円で補てん するものとする。)。

収入

第1款 資本的収入 288,730千円

第1項 企 業 債 177,400千円

第2項 繰延運営権対価 111,330千円

支出

第1款 資本的支出 799,940千円

第1項 建 設 改 良 費 288,830千円

第2項 企業債償還金 462,340千円

第3項 一般会計繰出金 48,770千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項 事業名 総額 年度 年割額

1電気事業費 1営業費用 新幡郷発電 799,508千円 4年度 227,701千円

所精密分解

点検に伴う 5年度 571,807千円

改修事業

1 資本的支出 1 建設改良費 新幡郷発電 477,343千円 4 年度 177,463千円

所精密分解

点検に伴う 5年度 299,880千円

改修事業

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項 期間 限度額

太陽光発電設備保守点検業務委託 令和5年度から 9,727千円

令和6年度まで

消防用設備点検業務委託

令和5年度から 令和6年度まで 540千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

			1	
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
電気事業費に充	177,400	証書借入れ又は証券発	10%以内(た	借入年度から1年すえ
当		行の方法により財政融	だし、利率見	置き、じ後29年度間に
		資資金その他より借入	直し方式で借	償還するものとする。
		れするものとする。た	り入れる資金	ただし、県財政その他
		だし、事業又は県財政	について、利	の都合によりすえ置き
		の都合により起債額の	率の見直しを	及び償還年限を短縮又
		全部又は一部を翌年度	行った後にお	は延長して起債し、あ
		に繰り延べて起債する	いては、当該	るいはすえ置き又は償
		ことができる。	見直し後の利	還期間中であっても償
			率)	還年限を短縮し、延長
				し、又は繰上償還を行
				い、若しくは借換えす
				ることができるものと
				する。

## (一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、177,400千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の

経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこ れらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 279,640千円

(2) 交 際 費

50千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 職員の児童手当に要する経費

2,190千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治